

基本施策Ⅱ－６

地域包括ケアシステムの推進や介護給付適正化に向けた市町村の取組支援

趣旨 地域包括ケアシステムの構築や介護給付の適正化事業に取り組む市町村を支援します

現状

- 地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスなどの多様な資源を活用して、市町村が地域の特性に応じて主体的につくり上げていくものです。
- また、地域包括ケアシステムは、誰もが地域の必要な一員として認めあいつながり支え合う地域共生社会の実現にあたって中核的な基盤となり、その重要性は近年ますます高まっています。

【市町村の取組状況】

- 各市町村における地域包括ケアシステム構築の進捗状況について、県内統一の評価基準で把握・評価したところ、県平均の進捗率は **49.0%** です。（表3-2-6-1）
- 本評価の各指標における進捗率は、認知症総合支援や地域包括支援センターの体制については6割超であった一方、住まいに関する取組が4割に満たないなど、一部の取組は低迷しています。

表 3-2-6-1 令和元年度千葉県地域包括ケア評価システム評価結果

評価指標	主な評価内容	進捗状況 (県平均)
医療	・ 医療・介護資源を把握し住民等に周知している ・ 医療・介護等の多職種連携のための取組を進めている	51.9%
介護	・ 在宅サービスに係る整備が計画的に進んでいる ・ さまざまな関係者が連携して在宅生活継続への取組等を行っている	47.7%

住まい	・住宅改修にあたってリハビリ専門職等との連携が取れている ・住宅相談に対し、解決に向けた取組を行っている	35.7%
介護予防	・ライフステージに応じた意識啓発等の取組を進めている ・住民主体の通いの場への専門職関与により社会参加が可能となる取組を進めている	55.9%
生活支援	・日常生活に係る支援を行う事業主体を把握し、周知している ・生活支援コーディネーター等が地域資源の把握や住民のニーズ聴取を行っている	49.9%
認知症総合支援	・認知症ケアパスが確立され、関係者間で情報共有されている ・地域の関係者等の協力の下、見守りシステムが構築されている	61.7%
地域包括支援センターの体制	・市町村は、地域包括支援センターの運営方針を明確にし、協働して取組を行っている ・市町村と地域包括支援センター間で、相談内容・事例対応等を情報共有している	65.0%
住民参画	・健康づくり、見守り等の住民の地域活動が活発に行われている	45.4%
自治体の推進体制	・地域包括ケアシステム構築に向け庁内組織横断的な連携ができています ・福祉力向上に向け住民への働きかけや関係団体との連携を行っている	49.8%

○ 各市町村における地域包括ケアシステムの取組を評価する指標として国が策定した、高齢者の自立支援等に関する取組の達成状況を客観的に評価する「保険者機能強化推進交付金」及び、介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価する「介護保険保険者努力支援交付金」による、県内市町村の評価結果の得点率平均は、**44.6%**です。

○ 本評価の各指標における進捗率は、「PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築」については**73.3%**であった一方、「介護保険運営の安定化に資する施策の推進」については**37.6%**であり、一部の取組は低迷しています。（表 3-2-6-2）

表 3-2-6-2 2021 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金（市町村分）に係る評価結果

評価指標		主な評価内容	評価結果 (得点率県平均)
Ⅰ PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築		・ 介護保険事業の特徴を把握している ・ リハビリテーション提供体制に関する取組や目標を設定している	73.3%
Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進			44.1%
	(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等	・ 地域密着型サービスの整備に係る保険者独自の取組を行っている	36.3%
	(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議	・ 地域課題を明確にし、解決政策の提言を行っている	51.9%
	(3) 在宅医療・介護連携	・ 実施状況を検証のうえ、取組の改善を行っている	50.2%
	(4) 認知症総合支援	・ 認知症の理解促進に係る住民への普及啓発活動を実施している	46.9%
	(5) 介護予防／日常生活支援	・ 多様なサービス推進のための課題を明確にしている	36.3%
	(6) 生活支援体制の整備	・ 生活支援コーディネーターに対して支援を行っている	55.9%
	(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	・ 要介護認定者の平均要介護度の変化率の状況	48.9%
Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進			37.6%
	(1) 介護給付の適正化等	・ リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けている	34.9%
	(2) 介護人材の確保	・ 入門的研修を実施している	40.3%

- 各市町村における、各高齢者福祉施策の実施状況を調査したところ、安否確認等の見守りサービスやタクシー運賃割引等の移動支援サービスは多くの市町村が実施している一方、住宅に係る支援はあまり行われていません。（表 3-2-6-3）

表 3-2-6-3 高齢者福祉施策実施状況調査結果（千葉県）

サービス内容	主な取組	取組市町村数
見守りサービス等	安否確認	53
	緊急通報体制	54
	介護家族支援	47
移動支援サービス等	福祉カー貸出	41
	タクシー運賃割引	53
	コミュニティバス	42
住宅関連サービス等	住宅改造費助成	16
	居宅資金融資等	5
その他生活支援サービス等	日常生活用具	38
	入浴サービス	19
	おむつ等の給付	53
	買物支援	19

【地域包括支援センターの運営・取組状況】

- 市町村が設置し、地域住民からの総合相談や権利擁護、介護予防のケアマネジメント等を行う「地域包括支援センター」は地域包括ケアシステム構築の要として、重要な役割を担っております。
- 県内における地域包括支援センターの設置数は令和 2 年 10 月 1 日現在で **219** であり、1 センターあたりの高齢者人口は県平均で約 7,900 人となっています。
- 国の「地域包括支援センター評価指標」によると、評価結果の県平均について、総合相談や事業間連携などは 8 割超と取組が良好である一方、介護予防ケアマネジメントなどは 6 割程度と取組が低迷しています。（表 3-2-6-4）

表 3-2-6-4 令和 2 年度地域包括支援センター評価指標結果（千葉県）

評価指標	主な評価内容	評価結果 (得点率県平均)
組織運営	・適切な事業運営のための体制を構築している ・職員の確保・育成を図っている ・個人情報保護を徹底している ・利用者の満足度向上のため、相談等対応体制整備を行っている	81.0%
総合相談	・地域の関係者間のネットワークを構築している ・相談事例解決のため、必要な対応を行っている	84.9%
権利擁護	・高齢者虐待に対して迅速に対応している ・消費者被害防止の取組を行っている	82.4%
包括的・継続的ケアマネジメント支援	・介護支援専門員を支援する体制を構築している ・介護支援専門員に対し効果的な相談対応を行っている	66.0%
地域ケア会議	・開催計画や運営方針を策定のうえ運用している ・課題解決のために地域ケア会議を活用している	62.1%
介護予防ケアマネジメント	・自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等を行っている	62.0%
事業間連携	・在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を行っている ・認知症高齢者を支援するための取組を行っている	83.0%
合計		74.0%

【介護給付適正化】

- 介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、住民からの介護保険制度への信頼を得ていくためには、**介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとる過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すための介護給付適正化への取組は欠かせません。**

- 保険者である市町村における介護給付の適正化に向けた取組は進んでいるものの、実施が望ましいとされている適正化事業を全て実施している市町村はまだ少ないのが現状です。

課題

【市町村支援】

- 市町村は、介護保険事業の保険者として一義的な責任を負っており、県は市町村の方針を尊重したうえで、市町村が行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対し支援を行うことが求められています。
- 市町村によっては、地域包括ケアシステムを推進していく上で、地域資源の確保、多職種との連携、目標の設定等に関し、課題を感じていることから、県として、市町村の特性や強みを引き出しながら、個別の事情に応じたきめ細やかな支援を行うことが求められています。
- また、「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金」の評価結果を活用して、市町村の実情及び地域課題を分析し、高齢者の自立支援及び重度化防止の取組を支援することが重要です。

【地域包括支援センターの機能強化】

- 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う地域包括支援センターは、今後の高齢化の進展に伴って増加するニーズを適切に対応する観点から、その機能や体制を一層強化していくことが重要です。
- 地域包括支援センターは、相談対応のほか、認知症施策、在宅医療・介護連携に関する施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備等に係る事業などを各関係団体と連携しながら、効果的に推進するためには、職員の資質向上に取り組むことは重要です。
- 多職種が連携した地域ケア会議は、①個別課題の発見・解決、②地域におけるネットワークの構築、③地域づくりや資源開発、④政策の形成などに有効な手段であり効果的な活用が必要です。
- 特に、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で尊厳を保持しながら、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーターやボランティア、民間事業者などの地域の様々な活動団体、専門職などの協力により、要介護状態に応じて個

人と環境に働きかけ、本人の意欲を高めることに支援することが重要です。

- 県には、市町村職員や地域包括支援センター職員等に対する各種研修の実施や様々な取組事例の発信等の取組を進めることが求められます。

【介護給付適正化】

- 介護保険制度への信頼性を高めるためにも、保険者である市町村が適正化事業を着実に実施できるよう、支援することが重要です。

取組の基本方針

① 地域包括ケアシステムの推進に向けた県民の理解の促進

- 地域包括ケアシステムの中において、「自助」「互助」を含め、自らの立場や役割を考え、行動を促すよう県民に対して分かりやすい啓発を行います。

取組	概要
地域包括ケアシステムに関する県民への普及啓発（高齢者福祉課）	地域包括ケアシステムを県民に周知するため、県のホームページを活用するほか、様々な機会をとらえて情報発信します。

② 地域の特性に応じた体制づくりを進める市町村への支援

- 保険者機能強化推進交付金等の評価及び県独自に作成した地域包括ケアシステム評価基準による評価を活用して、市町村の実情及び地域課題を分析の上、伴走型の個別支援を実施します。
- 地域の実情に応じた地域包括支援センターの設置を促進します。あわせて、職員が専門性を生かしながら、住民の多様なニーズや相談に総合的に対応できるよう機能強化を図ります。
- 市町村に対し地域包括ケアシステムの推進のため、認知症施策、在宅医療・介護連携に関する施策、生活支援体制整備に係る事業、高齢者の自立支援及び重度化防止等に向けた取組、地域ケア会議の効果的な実施、地域実情に応じた介護予防・日常生活支援総合事業の推進を図るなど、会議、研修又は事務連絡等を通じて必要な助言、支援を行います。

- 県が、制度の狭間の問題や複合的な課題など広域性、高度専門性を要する相談支援を実施するために設置している「中核地域生活支援センター」が、市町村に対して包括的な相談支援体制の整備に向けた助言等のバックアップを実施します。

取組	概要
地域包括支援センターへの支援 (高齢者福祉課)	地域包括支援センターの整備に要する経費について助成し、整備促進を図ります。 また、国の「地域包括支援センター評価指標」による評価結果を踏まえ、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
地域包括支援センター職員等への研修の実施 (高齢者福祉課)	地域で暮らす高齢者の自立した生活への支援を促進するため、地域包括支援センター職員に対し、総合相談支援・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する研修を行います。
介護予防に関する市町村支援 (高齢者福祉課)	市町村が実施する一般介護予防事業が効果的に実施されるよう調査分析を行いPDCAサイクルに沿った取組を支援します。また、地域リハビリテーション活動支援事業の効果的な実施に向け体制整備を図る。
地域包括ケアシステム体制整備に係る市町村支援 (高齢者福祉課)	地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組状況を評価するとともに、市町村の実情を把握したうえで、必要とする市町村に対しアドバイザーを派遣し、取組を促進します。
地域包括ケアシステムに係る人材育成 (高齢者福祉課)	生活支援コーディネーターをはじめ、介護予防・日常生活支援総合事業に関わる専門職の養成・育成のほか、市町村担当者に各種研修会を行います。
中核地域生活支援センターの運営及び市町村への包括的相談支援体制の普及 (健康福祉指導課)	24時間365日体制で、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人などの相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを県内13か所に設置、運営します。また生活困窮者に対する自立支援の強化を図るため、町村部を所管する同センターに、包括的な相談支援を行う支援員を配置します。 さらに、地域住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施します。

在宅医療・介護連携の推進に取り組む市町村への支援（再掲） （高齢者福祉課）	市町村職員等を対象とした勉強会の開催や医療と介護の連携に関する相談に関する研修等を実施します。
保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金事業の推進 （高齢者福祉課）	市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための指標として創設された保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）により、本県の取組が弱かった地域包括ケア「見える化」システムを用いた地域分析や地域ケア会議、生活支援体制整備について、市町村支援に係る取組を強化・拡充してまいります。

③ 介護給付適性化に向けた市町村への支援

- 保険者である市町村の実施する介護給付の適正化に向けた主要5事業の取組を支援します。
- **適正化事業のうち**比較的实施効果が高いと考えられる「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の**3**事業を重点事業として、研修の実施や、千葉県国民健康保険団体連合会による保険者支援事業等を通じて、保険者による事業の実施を支援します。
- 適正化事業の実施効果を検証するため、年度ごとに適正化事業の実施目標を設定し、各年度終了後に実施状況及び事業効果の検証を実施します。
- 保険者、県、千葉県国民健康保険団体連合会と一体的に取り組むことができるよう連携を強化します。
- **介護認定調査員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等の養成と資質の向上に取り組めます。**

取組	概要
ケアプランの分析等介護報酬に係る点検支援 (高齢者福祉課)	市町村が行う介護給付適正化への取組に対し、千葉県国民健康保険団体連合会に次の業務を委託することにより、介護給付の適正化を促進します。 ○介護給付適正化に係る保険者支援業務 ○ケアプラン分析運用支援業務 ○介護報酬請求縦覧点検支援業務
介護認定調査員新規研修及び現任研修 (高齢者福祉課)	新規に認定調査に従事する者及び既に認定調査に従事している者が要介護認定等における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能の修得及び向上に資する研修を実施します。
介護認定審査会委員新規研修及び現任研修 (高齢者福祉課)	新規に介護認定審査会委員に就任する者及び既に介護認定審査会委員に就任している者が要介護認定等における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能の修得及び向上に資する研修を実施します。
主治医研修 (高齢者福祉課)	要介護認定等に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、医師を対象とした研修を実施します。
介護認定審査会運営適正化研修 (高齢者福祉課)	介護認定審査会の適正な運営を図るために必要な知識、技能の修得並びに審査判定手順等の適正化及び平準化に資する研修を市町村職員等を対象に実施します。
要介護認定事務に係る技術的助言 (高齢者福祉課)	介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、要介護認定事務に係る技術的助言を行います。
介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成(再掲) (高齢者福祉課)	利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得し、医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員を養成します。
主任介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成(再掲) (高齢者福祉課)	介護保険サービス事業者等との連絡調整や他の介護支援専門員への包括的継続的ケアマネジメント支援を行う等、地域包括ケアの中核的役割を担う主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)を養成します。

表 3-2-6-5 市町村（保険者）における主要 5 事業等の実施目標

適正化事業名			R 1 時点の 実施状況		実施保険者の目標数			R 5 末の 実施率 (%)	備考
			実施 保険者数	実施率 (%)	R 3	R 4	R 5		
主要 5 事業	①	要介護認定の適正化	52	100	今後掲載				重点事業 直営のみの保 険者（R 1 時点で2）を 除く
	②	ケアプランの点検	42	77.8					重点事業
	③	住宅改修等の点検	27	50.0					訪問調査
		福祉用具購入・貸与調査	35	64.8					実施保険者数
	④	縦覧点検	38	70.4					重点事業
		医療情報との突合	41	75.9					
	⑤	介護給付費通知	47	87.0					
給付実績の活用			38	70.4					

介護給付の適正化に向けた主要 5 事業等の事業内容

事業名	事業内容
① 要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による事後点検を実施します。 その際には、認定調査の平準化を図るため、認定調査を保険者が直営で行っている場合も含めて実態把握に努めます。
② ケアプランの点検	利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているか等に着目しながら、保険者においてチェックシート等を活用したケアプラン点検を実施し、改善事項等について介護支援専門員に伝達の上、介護支援専門員の自己チェックと保険者による評価を行います。その際、国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」等を積極的に活用します。

③住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	〔住宅改修等の点検〕 改修施工前に、受給者宅への訪問、写真又は工事見積書の内容点検等により、改修の必要性や実態を確認するとともに、施工時や施工後に受給者宅への訪問や写真等により、施工状況等を確認します。 特に、効果の高い訪問調査による点検を行う保険者が増えるよう、効果的な実施方法を助言します。 〔福祉用具購入・貸与調査〕 福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。 その際には、適正化システムにより各福祉用具の貸与品目の単位数が把握できるため、利用者ごとに単位数が大きく異なる品目等に留意しながらこれを積極的に活用します。
④縦覧点検・医療情報との突合	〔縦覧点検〕 受給者ごとの複数月の請求明細書の内容について、利用日数や各種加算の算定回数等に着目した点検を実施し、請求誤り等の有無を確認の上、適切な措置を行います。 〔医療情報との突合〕 医療担当部署の保有する入院情報等と介護給付情報を突合し、入院期間中に介護給付費を請求している等重複請求の有無について点検を行います。
⑤介護給付費通知	利用者本人（家族を含む）に対してサービスに要した費用等を記載した通知書を送付します。 通知にあたっては、対象者や対象サービスを絞こむ工夫や通知時期、説明文書やQ＆Aなど同封書類を工夫する等、単に通知を送付するのではなく、効果が上がる実施方法を検討します。
給付実績の活用	積極的な実施が望まれる取組として、適正化システムを活用し、過去の給付実績から把握できる各種指標の偏りなどを基に、給付内容等に疑義のあるものを抽出・点検の上、必要に応じて過誤調整や事業者への指導等を行います。